

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の皆様へ

**政治資金監査の質の向上を図るため、  
個別の指導・助言の取組を実施しています。**

個別の指導・助言の対象となる誤りの代表例  
(今回あなたが該当した項目を■にしています。)

- ☐ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書上で金額の不整合があった。
- ☐ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、金額の不整合があった。
- ☐ （都道府県選管の最初の受付時）収支報告書と領収書等の写しとで、年（領収書等の写しの年）の不整合があった。
- ☐ （都道府県選管の最初の受付時）対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
- ☐ 同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。
- ☐ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであるような誤りがあると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという制度への信頼を損なうおそれがあります。

**同封の指導・助言文書を必ず御確認ください。**

なお、政治資金適正化委員会が実施する「実務向上研修」では、毎年度内容の充実を図り、誤りの事例を多数ご紹介しています。

**平成31年1月30日（水）、3月20日（水）  
及び3月28日（木）に開催する実務向上研修に  
積極的に参加いただくようお願いします。**

(政治資金監査対象期間にも研修を実施することで、平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査においてその成果が反映されるよう、追加の研修を実施します。)

**政治資金適正化委員会事務局(連絡先:03-5253-5598)**